

Ⅲ

後期 基本計画

第1章 地域の未来を協創する協働のまちづくり

第1節 地域活力の創造

●第1項 協働・市民参画



【前期基本計画での主な取組】

- アンケート調査やパブリックコメントの実施、各種審議会委員の公募等により、市民の市政参画機会の充実を図り、まちづくりに住民意見が反映されるよう努めました。
- 広報誌、ホームページ、広報番組や新聞等のマスメディア、安心安全メールやSNSを活用して、行政情報の周知、共有を図りました。
- 地区懇談会やおでかけ講座などを通じて、分かりやすい情報提供に努めるとともに、積極的な行政情報の発信を行いました。
- 「伊那市協働のまちづくり交付金」制度により、地域の課題解決に向け市民や団体が主体となっ行う公益的な活動に対し、財政的な支援を行いました。

【施策分野における現状と課題】

- 複雑化・多様化する地域課題への対応や活力ある地域社会の実現に向けて、市民、団体、事業者、行政などの地域社会の担い手が、それぞれの強みを発揮し、弱みを補い合いながら、一体となって社会を支えるための取組が求められています。
- まちづくりの担い手となる人材の発掘と育成に向けて、多様な年代の市民が市政に参画する機会を更に充実していく必要があります。
- 市民からの意見や要望をまちづくりへ反映するため、引き続き広聴活動を充実していく必要があります。
- あらゆる情報媒体を活用し、市民が必要な時に必要な情報を入手しやすい環境を充実させていく必要があります。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 協働のまちづくりの推進

- 市民、団体、事業者などの多様な主体と連携したまちづくりを推進するため、積極的な行政情報の提供・公表を通じて地域課題を共有し、自治意識の醸成を図るとともに、地域課題の解決に取り組めます。
- 協働を実践する各主体が、お互いの活動に関する情報交換を図り、地域課題について対話する機会を創出するなど、協働事業のコーディネートに取り組めます。
- 行政評価制度等を通じて行政が行うべき事業と市民や民間などが主体的に行う事業の検証を行い、市民や地域の活動を支援しながら協働のまちづくりを推進します。
- 協働意識の啓発に向けた協働事例に関する情報提供、研修・学習機会の創出、地域活動への支援などを通じてまちづくりの担い手の発掘と育成を図ります。

3 行政情報の提供と共有化の促進

- 見やすさや使いやすさを重視し、多様な情報媒体に対応した形で行政情報を発信することで、誰もが気軽に情報を得られるようにするほか、個人に合わせた通知型の情報提供に取り組めます。
- 公開可能な市の保有情報のオープンデータ化を推進し、行政の透明性及び活用機会の向上を図るとともに、公共的な課題解決に向けたデータ活用等の取組を市民参加型で行います。

2 市民参画の充実と人材の育成

- アンケート調査やパブリックコメントの実施、審議会委員の公募など、様々な場面で市民が市政へ参画する機会の充実を図り、市政への意見の反映に努めます。



【各主体に期待される役割分担の例】

<p>○市民・地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決に当たり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決する。 ➢ 自治活動やボランティア活動に対する理解を深め、まちづくりに積極的に参画する。
<p>○事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 専門的な知見や情報、人材、施設等の資源の活用を図る。 ➢ 積極的な社会貢献に努め、様々な形でまちづくりに参加する。
<p>○行政</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 多様な主体と連携し、効果的な公共サービスを提供する。 ➢ 市民に開かれた行政を目指し、積極的にまちづくりに関する情報を公開する。 ➢ 市民が主体となるまちづくりの推進に向けて、積極的な支援や援助を行う。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
審議会等における公募委員の応募倍率（合計）	0.50 倍	2020～2022 (R2～R4) 平均	1.0 倍	2026～2028 (R8～R10) 平均	応募数／公募数 (直近3年間平均)



●第2項 地域自治・コミュニティ



【前期基本計画での主な取組】

- 地域自治の推進や市民の意見を行政に反映させるため、全市域9つの地域自治区にある地域協議会において、地域の課題解決等に向けた取組を行いました。
- 自治会への加入に向けた「自治会加入促進パンフレット」と「地域の教科書」の作成及び配布を行いました。
- コミュニティ施設の整備及び自治組織への各種支援を行いました。
- 有利な地方債制度などを活用して、地域の個性を生かした産業や文化の振興を図るとともに、地域振興活動への支援を行いました。
- 地域活動の活性化に向けた支援を行う中で、地域の担い手の掘り起こしや人材育成に努めました。
- 自治会と行政の連携強化を図るため、事業・会計年度を見直し、2020年度（令和2年度）より全地区で4月から3月までを1年とする年度の切替えを行いました。

【施策分野における現状と課題】

- 防災、環境保全、福祉など、多様化する地域課題の解決に向け、地域協議会等の活動とその支援の充実を図る必要があります。
- 価値観や生活様式の多様化などにより、地域内のつながりが希薄化し、地域活動や地域の文化・伝統の継承などに支障が生じています。
- 魅力ある地域づくりを進めていくためには、居住する地域に関心を持ち、地域の良さを再確認することが重要であるとともに、市民や地域自らの知恵と工夫による活発な活動を促進していく必要があります。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 地域自治組織との連携

- 市民とともに運営する市政を構築し、地域協議会等の活発な取組を通じて集約された意見などを尊重した施策に取り組みます。
- 市職員の地区担当制度等の活用により、地域の課題解決に向けた自治会の主体的な取組を積極的に支援します。
- 地域活動の継続的な実施や地域の文化・伝統の継承を図るため、地域とともに自治会への加入促進策に積極的に取り組みます。
- 価値観や生活様式の多様化などに対応する、新しい自治会の在り方について研究します。

2 魅力ある地域づくりの推進

- 自然、文化、歴史、産業など、地域特有の資源の掘り起こしや地域振興に関する活動を積極的に支援することにより、地域の活性化を図ります。
- 講演会や研修会の開催、社会教育活動やキャリア教育の推進、地域おこし協力隊や集落支援員の配置などを通じ、地域の担い手やリーダーを育成するとともに、住民自らが行う地域の活性化に向けた活動への支援を行い、地域力の向上を図ります。
- 地域振興事業を推進するため、過疎対策事業債など有利な制度の充実について、国や関係機関へ継続的に働きかけるとともに、制度を活用して、地域の実情に合った地域活性化策に取り組みます。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
自治会への加入率	73.73%	2022 (R4)	75%	2028 (R10)	

●第3項 人権尊重社会



【前期基本計画での主な取組】

- 差別をしない心や差別を許さない心を育むため、保育園、学校での人権同和教育を推進しました。
- 人権尊重意識の向上を図るため、企業や地域で社会人権同和教育を推進しました。
- 人権侵害について、関係機関で連携して対応する体制を構築しました。
- これまでの事象に加え、新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷等の人権問題への取組を行いました。

【施策分野における現状と課題】

- 女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、犯罪被害者などに対する様々な差別や人権侵害が今も存在しています。
- 部落差別問題については、インターネット上の差別書き込みなども発生しており、引き続き部落差別の解消に向けて啓発活動を進め、関心と理解を深めていくことが必要です。
- インターネットやSNSの普及により、インターネット上のいじめや人権侵害が問題となっています。
- 多様性を認め、誰もが自分らしく生きられる社会にするため、性的少数者に対する理解を深める必要があります。
- 人権問題の把握や問題解決について、関係機関が連携し、的確に対応することが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症や疾病等についての知識や理解不足から、日常生活や学校、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 人権意識の醸成と人権を守る取組

- 学校や地域社会、企業などにおける人権同和教育を推進し、互いに尊厳を認め人権を尊重する心を育成します。
- 人権侵害があったときに安心して相談できる窓口の周知と、関係機関と連携した支援に取り組みます。



●第4項 男女共同参画社会



【前期基本計画での主な取組】

- 固定的な性別による役割分担意識の解消に向け、講演会や啓発活動を行いました。
- 施策や方針決定過程への女性参画を拡大するため、区の組織や審議会などにおける女性登用の促進に努めました。
- 女性に対する暴力根絶についての啓発や、女性相談支援体制の整備、充実を図りました。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、「くるみん認定」、「えるぼし認定」、「イクボス・温か（あったか）ボス宣言」など、国・県の認証制度の取得を企業等に働きかけました。

【施策分野における現状と課題】

- 固定的な性別による役割分担意識や慣習、しきたりが、依然として家庭や地域に残っており、こうしたことを背景とした生き方の制約が、若者の地域離れの一因となっているという指摘があります。
- 政治の場、審議会、団体等の女性割合は低い数値を示しており、多様な視点で施策を検討するためにも、継続して女性の参画を促進していく必要があります。
- DV(ドメスティック・バイオレンス)、性暴力、虐待等あらゆる暴力の根絶に向けた取組が必要です。
- 男女共同参画社会の実現には、多様な個人の力を認め合い、社会を変える力として生かすことが重要です。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 男女共同参画社会の土台づくり

- あらゆる世代における固定的性別役割分担意識の払拭と意識改革に向け、広報・啓発活動を行うとともに、各種講座の開催など、学習の場を提供します。
- 幼少期から、性別に関わらず個性と能力を発揮して自らの生き方を確立する意識が育つよう、保育園や小中学校などでの教育を推進します。
- 暴力は、性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないという意識の啓発や、正しい知識を習得するための学習機会の確保を図り、あらゆる暴力の根絶を目指します。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者等が安心して相談できる窓口の周知と、関係機関と連携した支援に取り組みます。

2 女性活躍の推進

- 各分野における施策・方針決定過程への女性参画を拡大するため、各種審議会や地域の役員などへの女性の登用について、継続的な促進に努めます。
- 男女ともに活躍できるワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場環境づくりについて、企業への働きかけを行います。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
審議会等委員などにおける女性委員の割合	27.5%	2022 (R4)	30%	2028 (R10)	

第2節 市民の視点に立った行財政運営

●第1項 行政運営



【前期基本計画での主な取組】

- 簡素で効率的な組織づくりを進めるとともに、適正な定員管理に取り組みました。
- 行政内部の横断的連携を強化することにより、円滑な事務事業の推進を図るとともに、各種計画に基づき、行政運営に取り組みました。
- 職員研修の実施や新規採用職員相談員の配置、人事評価や昇格候補者試験などの人事への反映により、職員の意識や資質向上、組織の活性化を図りました。
- 事業の実施結果を検証する行政評価については、評価の客観性や透明性を高めるとともに、限られた経営資源の有効活用を図るため、市民の視点から評価を行う外部評価を実施しました。
- 証明書発行業務など市民課窓口業務の一部、上下水道事業窓口業務、水道施設保全管理業務を民間事業者へ委託することにより、行政コストの削減及び窓口業務サービスの向上を図りました。
- 個人情報保護に配慮した適正な情報公開制度の運用を行うとともに、より積極的な情報公開に努めました。
- 公共工事等の入札方法として、手続きの透明性、公平性、競争性、経済性を最も確保することができる一般競争入札を推進しました。
- 市長への手紙等により、市民の意見を広く聴取しました。

【施策分野における現状と課題】

- 真に必要な市民サービスを提供し、複雑で多様化する行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制の整備や、職員一人ひとりの意識改革と能力の向上が求められています。
- 人口減少や少子化の進行に伴い採用職員数の減少が見込まれるため、より一層の業務の効率化や迅速化に取り組むことが求められています。
- 市民と行政双方に、全ての公共サービスは行政が直接行わなければならないという意識が強く存在していますが、最小の資源（人材、施設、財源など）で最大の効果を生み出すため、従来の行政と民間の役割分担を見直していく必要があります。
- 行政に対する要望が多様化しているため、常に行政情報の公開を行いながら、様々な方法で市民の意見を聴き、それを施策に生かす必要があります。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 質の高い行政組織の構築

- 行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を整備するとともに、行政内部の横断的な連携の強化を図ります。
- 職員の能力開発に向けた研修の実施や職場内で人を育てる風土を醸成し、職員一人ひとりの意識改革や資質向上を図ります。

2 市民の視点に立った行政サービスの提供

- 事務事業の有効性、妥当性について継続的に見直しを行うとともに、市民が求める行政サービスを的確に把握する中で、緊急度や優先度の高いものから実施することにより、業務の効率化や迅速化を図ります。
- 行政事務におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、事務事業の効率化や円滑化を図るとともに、各種手続きにおける利便性向上に取り組みます。

3 民間活力導入の推進

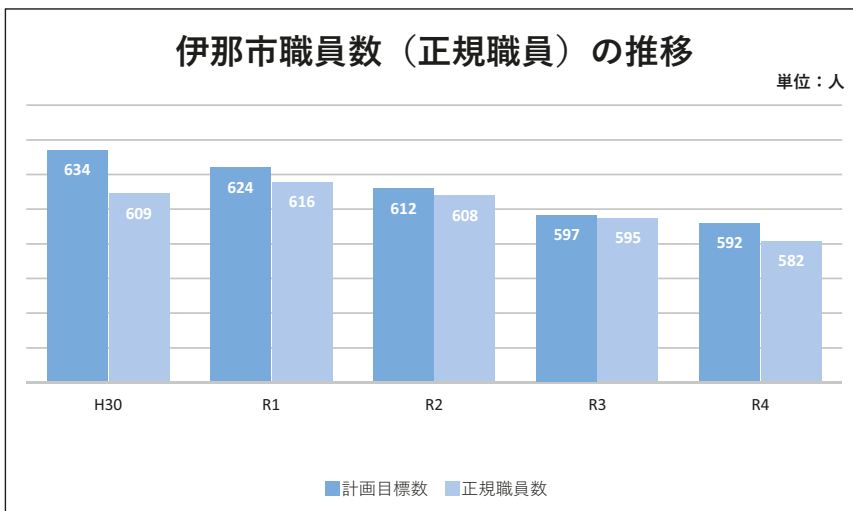
- 行政サービスの向上と効率的で効果的な施設運営を図るため、市民との協働や業務委託、指定管理者制度の活用など、民間活力の導入を推進します。

4 意見を生かす仕組みづくり（情報の提供と聴取）

- 情報ニーズの多様化に対応するため、あらゆる媒体を活用して行政情報の公開に努め、市民の市政への参画を促すとともに、市民福祉の向上のため、常に市民要望の把握に努めます。
- 各種データの庁内活用を図るとともに、市の保有情報のオープンデータ化を推進し、民間活力の活用と官民連携による創意工夫を生かした多様な公共サービスの提供を目指します。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
市政に対する市民の総合満足度	81.3%	2022 (R4)	83%	2028 (R10)	市民アンケート調査（満足、やや満足、普通の占める割合）
行政改革大綱の自己評価	65.3%	2022 (R4)	80%	2028 (R10)	



●第2項 財政基盤



【前期基本計画での主な取組】

- 健全化判断比率などの財政指標の公表や公会計制度への取組などにより、財政の透明性を高め、自主性や自立性の高い健全な運営に努めました。
- ふるさと納税や財政健全化プログラムによる収入の確保と支出の削減に取り組み、地方債残高の縮減や基金の積み増しを行った結果、実質公債費比率が着実に改善するとともに、将来負担比率は「数値なし」の状態を維持し、財政の健全化を図ることができました。
- 市税の課税客体の正確な把握と受益者負担の適正化に努めるとともに、徴収対策を強化して税や料金などの未収金の縮減に努めました。
- 不要となった財産の売却、ネーミングライツをはじめとする新たな広告収入の確保など、自主財源の確保に努めました。
- 事業の実施に当たっては、国や県などの補助制度を積極的に活用して財源を確保するとともに、地方債の借入れは合併特例債や過疎債などの有利な制度を活用し、健全財政の確保に努めました。
- 指定管理者制度の活用により、公の施設の管理運営経費の削減に努めるとともに、総合評価や審議会審議等に基づく適正な制度運用に取り組みました。
- 公共施設を経営的な視点でとらえ、管理運営していくため、施設ごとの計画を策定し、それらを踏まえて伊那市公共施設等総合管理計画を改定し、公共施設の適正管理に努めました。

【施策分野における現状と課題】

- 財政状況を表す健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準より良好な状況にあり、本市の財政は健全な状態ですが、実質公債費比率については、県内他市の平均（加重平均）と比較して高く、改善が求められます。
- 今後も市民生活に必要なハード整備が続くことから、有利な地方債の活用が求められています。
- 新産業技術を先駆的に取り入れながら、地方の特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生する「地方創生」に積極的に取り組んでいますが、国の財政状況は厳しいものとなっており、今後、地方交付税の削減など地方への負担転嫁が予想され、大きな不安材料となっています。
- 市が所有する財産のうち、未利用財産については、早期に処分又は活用を進める必要があります。
- 全庁横断的な徴収体制の確立により、未収金は順調に縮減されています。今後も市民の税や料金負担の公平性を維持し、自主財源を確保するため、引き続き適正な債権管理に努める必要があります。
- 公共施設等の維持更新経費の増大が見込まれる中、計画的かつ効率的な長寿命化の対応、施設の統廃合、延床面積の縮減、借地の解消と、これらに必要な財源の確保などが課題となっています。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 健全な財政基盤の確立

- 事業の「選択と集中」により優先順位を明確にするとともに、あらゆる角度から収入の確保と支出の削減に努めます。
- 国県などの補助制度を積極的に活用するとともに、地方債の借入れの抑制により財政規律を維持しつつ、必要に応じて有利な地方債を活用することで、健全財政の確保を図ります。
- 財政指標の公表などにより財政運営の透明性を確保しつつ、財政の健全な状態の維持に努めます。

2 自主財源の確保

- 国等からの財源に左右されない足腰の強い財政基盤の確立を目指し、積極的な自主財源の確保に努めます。
- 活用されていない財産について、用途変更や売却の検討を積極的に行い、財源の確保と維持管理経費の削減を図ります。
- ふるさと納税制度を活用し、本市の目指すまちづくりへの支援を募るとともに、貴重な財源として、ふるさと寄附金の有効活用にも努めます。

- 市税の課税客体の正確な把握と受益者負担の適正化に努める一方、徴収対策を強化して税や料金などの未収金を縮減して自主財源の確保に努めます。
- 市税や料金等の負担の公正を守り、自主財源を確保するため、全庁横断的な徴収業務のマネジメントを通じて、未収金の新規発生抑制と発生後の早期対応に努めます。

3 公共施設等の適正管理

- 公共施設等の安全性、利便性、快適性等市民サービスの水準を維持するため、公共施設の集約化、複合化等による更新又は適切な維持管理や計画的な改修による長寿命化を図ります。
- 中長期的な財政見込みを踏まえ、各施設の維持管理や更新、統廃合に関する計画の見直しを随時行います。

【まちづくり指標 (KPI)】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
実質公債費比率	6.8%	2022 (R4)	6.8%	2028 (R10)	
将来負担比率	— (数値なし)	2022 (R4)	— (数値なし)	2028 (R10)	
債権収納率	98.86%	2022 (R4)	99.08%	2028 (R10)	市税及び各種 使用料等



第1章 用語解説

●【協働】

地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、又は市民だけでは解決できない問題などがある場合に、お互いの不足を補い合い、ともに協力して課題を解決する取組。

●【パブリックコメント】

公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、より良い行政を目指すための手段。

●【SNS】

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと

●【オープンデータ】

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。

●【キャリア教育】

子どもたちが、将来社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けさせる教育活動のこと。

●【くるみん認定】

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができる。

●【えるぼし認定】

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定される。

●【イクボス・温か（あったか）ボス宣言】

（一社）長野県連合婦人会が発案した「長野県イクボス・温かボス創出プロジェクト」の取組であり、企業、団体、教育機関、NPO、行政等の事業者、管理職等が従業員や部下の仕事と子育て・介護の両立支援を「イクボス・温かボス宣言」として宣言し、職場におけるワーク・ライフ・バランスや多様な働き方を推進するもの。

●【DV(ドメスティック・バイオレンス)】

配偶者やパートナーなど親密な関係にある（あった）者から振られる暴力のこと。身体的暴力に限らず、性的、経済的、心理的などあらゆる形の暴力が含まれる。

●【行政改革大綱】

行政サービスの向上や財政の健全化など、行政改革の取組を推進するための基本的な指針として、平成18年の市町村合併以後、5年ごとに策定しているもの。令和3年度から令和7年度を期間とする第4次の大綱では、「次世代につながる持続可能な行財政運営の推進とデジタル社会への対応」を基本方針として、43事項に取り組んでいる。

●【指定管理者制度】

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のこと。これまでの管理委託制度では、地方公共団体が公の施設の管理を委託できるのは、地方公共団体が出資する法人（公社・財団）や公共的団体（社会福祉法人等）などに限定されていたが、指定管理者制度では、民間企業なども参加できるようになった。

●【総合評価（指定管理者制度）】

指定管理者制度を活用している施設の管理運営状況について、施設所管課が、日報・月報、利用者アンケート、事業報告書等によって確認して総合的に評価する制度で、毎年実施するもの。管理運営が適正に行われているか確認するほか、サービス水準の向上、経費の縮減、安定した施設経営を図ること等を目的としている。評価結果については、審議会への報告、市公式ホームページでの公表を行っている。

●【健全化判断比率】

健全化法により、毎年度「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4つの指標を算定し、監査委員の審査に付した上で議会で報告し、公表しなければならないとされている。これらの指標をもとに、地方公共団体は「健全段階」、「早期健全化段階」、「再生段階」に区分され、早期健全化段階では、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることが、また、再生段階では、議会の議決と国等の協議を経て財政再生計画を定めることが義務付けられている。さらに、財政再生団体となった場合には、地方債の発行が制限される。

●【実質公債費比率】

健全化法で公表が義務付けられている財政指標のひとつで、公債費による財政負担の程度を示すもの。実質的な公債費として、公営企業（特別会計を含む）の公債費に係る一般会計繰出金、一部事務組合や広域連合の公債費に係る負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなど、公債費類似経費を算入している。

●【将来負担比率】

健全化法で公表が義務付けられている財政指標のひとつで、市が将来負担すべき、公営企業、一部事務組合を含む実質的な負債の標準財政規模に対する比率

●【ネーミングライツ】

命名権。命名権は、人間や事物、施設、キャラクターなどに対して命名することができる権利のこと。1990年代後半以降、スポーツ、文化施設等の名称に企業名を付けることがビジネスとして確立した。